

令和7(2025)年10月1日～

富久山・河内クリーンセンターでの 「ごみの取扱い」が変わります！

◇ ごみ処分料(搬入料金)が変わります

種別	処分料(搬入料金)	(~9月30日)
家庭系ごみ	10kgあたり	55円 (税込)
事業系ごみ	10kgあたり	110円 (税込)



種別	処分料(搬入料金)	(10月1日~)
家庭系ごみ	10kgあたり	165円 (税込)
事業系ごみ		

◇ 産業廃棄物(あわせ産廃※)

の受入を停止します

※ 一般廃棄物とあわせて処理している産業廃棄物
(特定の事業活動に伴う紙くず、木くず、繊維くず及び植物に係る固形状の不用物)



←詳しくはこちら(市内の産業廃棄物処分業許可業者リストも掲載しています。)
<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/224/145960.html>



←事業系ごみの分け方・出し方(裏面に一部抜粋を掲載しています。)
<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/55/24080.html>

問合せ先 郡山市環境部資源循環課 TEL:024-924-2751
FAX:024-935-6790
e-mail:shigen@city.koriyama.lg.jp

主な事業系ごみの分別表



○事業系一般廃棄物について
区分に応じて市のクリーンセンターや契約している処分施設へ自己搬入してください。

○産業廃棄物について
自己搬入又は産業廃棄物収集運搬業者への委託により、品目ごとに許可を受けている処分施設に搬入してください。

○下表の★印のものについて
廃棄物処理法令に規定された業種から排出されるものは、産業廃棄物に分類されますので、注意が必要です。

○リサイクルを徹底してください
分別を徹底し、資源になるものはリサイクルしてください。品目によっては、買い取ってもらえる場合もあります。

区分	具体例	処理方法
事業系一般廃棄物 リサイクル 産業廃棄物以外の事業系ごみ ※郡山市外の一般廃棄物を郡山市内に持ち込むことはできません。発生した自治体の処理施設で処理してください。	★新聞・ダンボール・雑誌 ★OA用紙 例：ミスプリントの書類、シュレッダーくず ※機密書類は、機密を保ったままリサイクルできる業者もあります	○古紙回収業者などによりリサイクル
	★リサイクルできない紙類 例：臭いの強い紙(柔軟剤の入っていた箱等)、特殊加工された紙(圧着式はがき等)、汚れた紙 など ※建設業、製紙業、出版業等から出るものは産業廃棄物	○自己搬入又は一般廃棄物収集運搬業者に委託して、郡山市のクリーンセンターや民間の一般廃棄物処分施設へ搬入
	★厨芥(ちゅうかい)類 例：食品の売れ残り、食べ残り、調理くず など ※食品品・医薬品・香料等製造業等から出るものは産業廃棄物 ※なお、食べ残しや食物残さの付着がある弁当ガラ等(排出者自身及び従業員が消費したものに限り)は、クリーンセンターで受け入れます。	☆調理くずは水分をよく切って
	★木くず 例：木製品、剪定枝 など ※建設業、木材製造業等から出るもののほか、貨物の流通のために使用したパレットは産業廃棄物	☆布類は繊維の種類によって違いも ・木綿の布 排出業種により産業廃棄物の場合と一般廃棄物の場合あり ・化学繊維のシャツ 事業系のは全て産業廃棄物(廃プラスチック類)
	★布類 例：天然繊維(綿など)でできたもの ※建設業、繊維工業等から出るもののほか、化学繊維を使ったものは産業廃棄物	

区分	具体例	処理方法	
産業廃棄物 リサイクル 法令に規定された品目 1 燃え殻 2 汚泥 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ 6 廃プラスチック類 7 ゴムくず 8 金属くず 9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 10 鉱さい 11 がれき類 12 ばいじん 13 ★紙くず 14 ★木くず 15 ★繊維くず 16 ★動植物性残さ 17 ★動物系固形不要物 18 ★動物のふん尿 19 ★動物の死体 20 政令第13号廃棄物	缶類 例：コーヒーの缶 など ※機械油の缶などは対象外	○産業廃棄物処理業者(専ら物取扱業者)に委託して処理 ※リサイクルできるものは積極的にリサイクルを	
	びん類 例：飲料(お酒、ジュース)や調味料のびん など		○家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法対象製品取扱業者等に依頼して処理
	家電リサイクル対象製品 テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機、乾燥機 など		
	使用済小型電子機器 電話・プリンター・パソコン・デジタルカメラ など		
	プラスチック類 例：弁当・カップ麺の容器、ラップ類、トレイ、ペットボトル、ビニール袋、発泡スチロール、化学繊維 など		○産業廃棄物処理業者に委託して処理 ○ペットボトル・金属などは、資源になるものもあります
	金属類 例：刃物、スプレー缶、一斗缶、金属製の机 など		※産業廃棄物の処理を委託する場合、契約書やマニフェストが必須になります。
	ガラス陶磁器類 例：ガラスのコップ、陶器の茶碗 など		
	電池類 例：乾電池、充電電池 など		
	水銀使用製品 例：蛍光灯、水銀体温計、ボタン電池 など		